（法第二十二条の三第四項に規定する地域農業経営基盤強化促進計画の有効期間）

第七条　法第二十二条の三第四項に規定する地域計画の有効期間は、同条第一項の規定による提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更した日から起算して五年とする。

第十一条及び第十二条を削り、第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

（利用権の設定等の対価の算定方法）

第八条　法第二十二条の四第四項の対価は、利用権の設定等を行う農用地等の周辺の地域で自然的経済的社会的諸条件からみてその農業事情がその農用地等に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地等（以下この項において「周辺類似農用地等」という。）についての耕作又は養畜の事業に供するための取引（農地を農地以外のものにするためその農地を売り渡した者がその農地に代わるべき農地を取得するために行う取引その他特殊な事情の下において行われる取引を除く。）の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地等及び利用権の設定等を行う農用地等に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、必要に応じて次項各号に掲げる事項をも参考にして、算出するものとする。

一　位置

二　形状

三　環境

四　収益性

五　前各号に掲げるもののほか、一般の取引における価格形成上の諸要素

2　前項の対価は、同項に規定する事例が収集できないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して、算出するものとする。

一　借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地等の価格

二　利用権の設定等を行う農用地等の所有者がその農用地等の取得及び改良又は保全のため支出した金額

三　その農用地等についての固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額

（農業振興地域の整備に関する法律施行令の特例）

第九条　法第二十二条の六第一項において読み替えて適用する土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により都道府県が法第十九条第一項の地域計画の区域内において土地改良事業を行う場合における農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八条第一項第三号ロの規定の適用については、同号ロ中「存続期間」とあるのは、「存続期間又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。）が委託を受けている農業の経営若しくは農作業に係る委託の期間」とする。

第十四条中「（昭和二十四年法律第百九十五号）」を削る。

附則第二項中「又は農作業の委託」を削る。

附則第三項中「第四条」を「第五条」に改める。

別表第一中「第六条」を「第三条」に改め、「（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）」を削り、「第十八条第三項第二号イ」を「第十一条第二項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業法第十八条第五項第二号イ」に改める。

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条中「第十八条第五項第三号ただし書」を「第十八条第五項第二号ただし書」に、「次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であって、同条第二項第二号に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあっては、その法人が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）」を「前条に規定する場合」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者から除かれる者）

第二条　法第十八条第二項第二号ロの政令で定める者は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であって、同項第二号ロに規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあっては、その法人が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限る。）において賃借権の設定等を受ける者とする。

一　地方公共団体が、対象土地を公用又は公共用（農業上の利用を目的とする用途に限る。）に供するため賃借権の設定等を受ける場合

二　農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第二条第二項第一号に規定する法人が、対象土地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他当該法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

三　農地法施行令第二条第二項第三号に規定する農林水産省令で定める法人が、対象土地を当該法人が行う同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供するため賃借権の設定等を受ける場合

四　その他農林水産省令で定める場合

本則に次の一条を加える。

（不確知共有者の探索の方法）

第四条　法第二十二条の二第二項の政令で定める方法は、共有者不明農用地等について共有持分を有する者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不確知共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不確知共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

一　当該共有者不明農用地等の登記事項証明書の交付を請求すること。

二　当該共有者不明農用地等を現に占有する者その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者であって農林水産省令で定めるものに対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

三　第一号の登記事項証明書に記載されている所有権の登記名義人又は表題部所有者その他前二号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者（以下この号及び次号において「登記名義人等」という。）が記録されている住民基本台帳又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官に対し、当該登記名義人等に係る不確知共有者関連情報の提供を求めること。

四　登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明農用地等に係る不確知共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不確知共有者関連情報の提供を求めること。

五　前各号の措置により判明した当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者と思料される者に対して、当該共有者不明農用地等の共有持分を有する者を特定するための書面の送付その他の農林水産省令で定める措置をとること。

別表中「第二条」を「第二条、第三条」に、「第十八条第五項第三号イ」を「第十八条第五項第二号イ」に改め、「用に供される土地」の下に「（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）」を加える。